

社会福祉法人 創樹会
一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性が活躍できる雇用環境整備のため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 目標

令和8年4月より定める以下の両立支援制度の利用者を1～3名とする。

両立支援制度

限定勤務総合職制度：小学校就学の始期から中学校第3学年の終期に達するまでの子を養育する期間中、総合職要件の夜勤・早出・遅出勤務を免除する。

小学校入学以降短時間勤務制度：小学校就学の始期から小学校第6学年の終期に達するまでの子を養育する期間中、短時間勤務制度を取得できる。

3. 取組内容と実施時期

①令和8年4月～ 諸制度の情報や就労継続のための労働契約を相談する体制を整え、法人内で広報し利用を促進する。

②令和9年4月～ 制度利用者をモデルケースとして紹介する。